

投資の促進、保護及び自由化に関する日本国とペルー共和国
との間の協定の説明書

外
務
省

目次

一	概説	一
1	協定の成立経緯	一
2	協定締結の意義	一
二	協定の内容	一
1	定義	一
2	適用範囲	一
3	内国民待遇	一
4	最恵国待遇	一
5	待遇に関する最低限度の基準	一
6	特定措置の履行要求の禁止	一
7	非政府機関又は公的企業	一
8	留保及び例外	一
9	透明性	一
10	腐敗行為の防止に関する措置	一
11	投資家の入国、滞在及び居住	一
12	経営幹部及び取締役会	一
13	収用	一
14	損失又は損害についての補償	一

15	代位	三
16	資金の移転	三
17	両締約国間の投資紛争の解決	三
18	一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争の解決	四
19	一般的例外及び安全保障のための例外	四
20	一時的なセーフガード措置	四
21	信用秩序の維持のための措置	四
22	知的財産権	四
23	租税	五
24	合同委員会	五
25	投資環境改善小委員会	五
26	健康、安全及び環境に関する措置並びに労働基準	五
27	利益の否認	五
28	最終規定	五
29	附属書	六
	三 協定の実施のための国内措置	六

一 概説

1 協定の成立経緯

平成二十年（二千八年）三月、福田内閣総理大臣（当時）とガルシア大統領との間の会談において、二国間の投資協定締結のための交渉を開始することで一致したことを受け、同年五月から両国間で交渉を行った結果、協定案文について最終的合意をみるに至ったので、同年十一月二十一日にリマにおいて、我が方麻生内閣総理大臣と先方ガルシア大統領との間でこの協定の署名が行われた。

2 協定締結の意義

この協定は、投資の促進、保護及び自由化に関して包括的かつ詳細な事項を規定している。この協定の締結は、投資環境の整備を促すとともに、投資家に安心感を与え、並びに両国間の投資及び経済関係の更なる緊密化に大いに資するものと期待される。

二 協定の内容

この協定は、前文、本文二十九箇条及び末文並びに協定の不可分の一部を成す附属書から成り、その概要は、次のとおりである。

1 定義

この協定における「投資財産」、「締約国の投資家」、「締約国の企業」、「区域」等について定義している（第一条）。

2 適用範囲

この協定は、一方の締約国が採用し、又は維持する措置であつて、他方の締約国の投資家及び当該一方の締約国の区域内にある他方の締約国の投資家の投資財産等に関するものについて適用する旨規定している（第二条1）。

3 内国民待遇

一方の締約国は、自国の区域内において、投資財産の設立、取得、拡張、運営、経営、維持、使用、享有及び売却その他の処分（以下「投資活動」という。）に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、内国民待遇を与える旨規定している（第三条）。

4 最恵国待遇

一方の締約国は、自国の区域内において、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、最恵国待遇を与える

- 5 旨規定している（第四条1）。
待遇に関する最低限度の基準
- 6 一方の締約国は、自国の区域内において、他方の締約国の投資家の投資財産に対し、公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を含む外国人の待遇に関する国際慣習法上の最低基準が要求する待遇を与える旨規定している（第五条）。
- 7 特定措置の履行要求の禁止
いずれの締約国も、自国の区域内における他方の締約国又は第三国の投資家の投資活動の条件として、現地調達要求、技術移転要求等の特定措置の履行要求を課し、又は強制してはならない旨規定している（第六条）。
- 8 非政府機関又は公的企業
各締約国は、自国の区域内の非政府機関又は公的企業が、中央政府によって委任された権限を行使するに当たり、この協定に基づく当該締約国の義務に反する態様で活動しないことを確保するため、利用し得る妥当な措置をとる旨規定している（第七条）。
- 9 留保及び例外
附属書Ⅰの自国の表に記載する現行の措置については、内国民待遇等の義務は適用されないが、現状維持の義務が課される旨規定している。附属書Ⅱの自国の表に記載する分野等については、内国民待遇等の義務は適用されず、また、現状維持の義務も課されない旨規定している。一方の締約国が附属書Ⅰの自国の表に記載する現行の措置を改正し、若しくは修正する場合又は附属書Ⅱの自国の表に記載する分野等に関する新たな若しくは一層制限的な措置を採用する場合には、一定の情報を他方の締約国に通報し、及び他方の締約国の要請に応じて誠実に協議を行う旨規定している。（第八条）
- 10 透明性
各締約国は、投資活動に関連し、又は影響を及ぼす法令等を速やかに公表する旨規定するとともに、自国の法令に従い、この協定の対象となる事項に影響を及ぼす規制であって、一般に適用されるものの採用等を行う前に、公衆が意見を述べるための適当な機会を与えるよう努める旨規定している（第九条）。
- 11 腐敗行為の防止に関する措置

- 11 各締約国は、自国の法令に従い、この協定の対象となる事項に関する腐敗行為を防止する旨規定している（第十条）。
投資家の入国、滞在及び居住
- 12 一方の締約国は、投資活動を行うことを目的とする他方の締約国の国籍を有する自然人の入国、滞在及び居住に係る申請に対し、自国の関係法令に従い、好意的な考慮を払う旨規定している（第十一条）。
経営幹部及び取締役会
- 13 一方の締約国は、他方の締約国の投資家の投資財産である企業に対し、特定の国籍を有する者を経営幹部に任命することを要求することができない旨規定している（第十二条）。
収用
- 14 いずれの一方の締約国も、公共の目的、無差別、迅速、適当かつ実効的な補償の支払及び正当な法の手続等に従うことに関する条件を満たさない限り、収用、国有化等を実施してはならない旨規定している。また、収用、国有化等に伴う補償は、公正な市場価格に相当するものでなければならぬこと等について規定している。（第十三条）
損失又は損害についての補償
- 15 一方の締約国は、武力紛争等の緊急事態により自国の区域内にある投資財産に関して損失等を被った他方の締約国の投資家に対する原状回復等に関し、内国民待遇又は最恵国待遇のうちいずれか有利なものよりも不利でない待遇を与える旨規定している（第十四条）。
代位
- 16 一方の締約国又はその指定する機関による請求権代位について規定している（第十五条）。
資金の移転
- 17 一方の締約国は、自国の区域に向けた又は自国の区域からの資金の移転であって、他方の締約国の投資家の投資財産に関連するものが、遅滞なく、かつ、自由に行われることを確保する旨規定している（第十六条）。
両締約国間の投資紛争の解決

一方の締約国は、この協定の解釈又は適用に関する両締約国間の紛争であつて、外交交渉によつても解決できなかったものは、仲裁委員会に付託する旨規定している（第十七条）。

18 一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争の解決

一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争が協議又は交渉により解決されない場合には、当該投資紛争は、国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約による調停若しくは仲裁、投資紛争解決国際センターに係る追加的な制度についての規則による調停若しくは仲裁又は国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則による仲裁のいずれかに付託されること等について規定している（第十八条）。

19 一般的例外及び安全保障のための例外

いずれの締約国も、自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める措置、国際の平和及び安全の維持のため国際連合憲章に基づく義務に従つてとる措置、人、動物若しくは植物の生命若しくは健康の保護のために必要な措置、公の秩序のために必要な措置又は美術的、歴史的若しくは考古学的価値のある国家的財産の保護のための措置をとることができること等について規定している（第十九条）。

20 一時的なセーフガード措置

いずれの締約国も、国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生ずる場合又は資金の移転が経済全般の運営に重大な困難をもたらす等の場合には、第十六条（資金の移転）の規定に基づく義務に適合しない措置を採用し、又は維持することができること等について規定している（第二十条）。

21 信用秩序の維持のための措置

締約国が信用秩序の維持のための措置をとることができること等について規定している（第二十一条）。

22 知的財産権

この協定のいかなる規定も、両締約国が締結している知的財産権の保護に関する多数国間協定に基づく権利を害し、及び義務を免れさせるものと解してはならない旨規定している。また、いずれか一方の締約国が締結している知的財産権の保護に関する多数国間

協定については、当該一方の締約国が同協定により第三国の投資家及びその投資財産に与えている待遇を他方の締約国の投資家及びその投資財産に与えることを義務付けるものと解してはならない旨規定している。(第二十二条)

23 租税

租税に係る課税措置には、第九条1から3まで(透明性)及び第十三条(収用)の規定が適用されることについて規定するとともに、第十七条(両締約国間の投資紛争の解決)及び第十八条(一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争の解決)の規定は、租税に係る課税措置に関する紛争のうち、第九条1から3まで及び第十三条に係るものについて適用すること等について規定している(第二十三条)。

24 合同委員会

両締約国は、この協定の目的を達成するため、合同委員会を設置すること等について規定している(第二十四条)。

25 投資環境改善小委員会

投資環境改善小委員会を設置すること等について規定している(第二十五条)。

26 健康、安全及び環境に関する措置並びに労働基準

一方の締約国は、健康、安全及び環境に関する措置の緩和又は労働基準の引下げを通じて他方の締約国の投資家による投資を奨励することを差し控えること等について規定している(第二十六条)。

27 利益の否認

一方の締約国は、他方の締約国の投資家であつて当該他方の締約国の企業であるものについて第三国の者によつて所有等が行われ、かつ、一定の場合に該当すると認める等のときは、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この協定による利益を否認することができる旨規定している(第二十七条)。

28 最終規定

この協定は、所定の国内手続を了した旨を通告する外交上の公文の交換の日の後三十日目の日に効力を生じ、及び有効期間は十年である旨規定している。また、この協定の終了の日の前に取得された投資財産に関しては、当該終了の日から更に十年の期間引き続

き効力を有すること等について規定している。(第二十九条)
29 附属書

第三条(内国民待遇)、第四条(最恵国待遇)、第六条(特定措置の履行要求の禁止)及び第十二条(経営幹部及び取締役会)により課される義務に適合しない措置に関し各締約国が付する留保について定める(附属書Ⅰ及び附属書Ⅱ)。その概要は、次のとおりである。

(1) 我が国による留保

農林水産業等、金融業、熱供給業、情報通信業、製造業、船舶の国籍に関する事項、鉱業、石油業、警備業、運輸業及び下水道業の分野において、二十二の現行の措置に関する留保を行っている(附属書Ⅰ)。また、すべての分野において、四の将来の措置(公的企業等の持分の移転等、指定された企業等のみ認められている特定の活動、二国間又は多数国間の協定に従って各国に与える異なる待遇及び補助金)に関する留保を行っているほか、航空宇宙産業、武器・火薬産業、エネルギー産業、漁業、情報通信業、土地取引に関する事項及び社会事業サービス等の分野において、七の将来の措置に関する留保を行っている(附属書Ⅱ)。

(2) ペルー共和国による留保

すべての分野において、二の現行の措置(国境地域の土地取引及びサービス業における外国人の雇用条件)に関する留保を行っているほか、公証サービス、建築サービス、監査サービス、警備サービス、航空運送、海上運送、ラジオ及びテレビジョン放送サービス、音響映像サービス並びに金融サービスの分野において、十二の現行の措置に関する留保を行っている(附属書Ⅰ)。また、すべての分野において、二の将来の措置(この協定の効力発生の日の前に効力を有し、又は署名された二国間又は多数国間の協定に従って各国に与える異なる待遇等及び補助金)に関する留保を行っているほか、先住民の社会等、伝統的漁業、文化産業、手工芸品産業、音響映像産業、宝飾品デザイン等への政府による援助、社会サービス及び国際陸上運送サービスの分野において、九の将来の措置に関する留保を行っている(附属書Ⅱ)。

三 協定の実施のための国内措置

この協定を実施するためには、新たな立法措置及び特別の予算措置を必要としない。